



茨城県報

第 576 号

令和 7 年 (2025年) 1 月 9 日

木 曜 日

目 次

規 則	ペー ジ
●茨城県住民基本台帳法等施行細則等の一部を改正する規則 (市町村課)	2
●茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業人材育成課)	3
(教 育 委 員 会)	
●茨城県立図書館管理規則の一部を改正する規則	5
告 示	
●鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新 (環境政策課)	5
●指定障害児入所施設等の指定更新 (障害福祉課)	6
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (2 件) (障害福祉課)	6
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (5 件) (障害福祉課)	7
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止 (2 件) (障害福祉課)	8
●青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課)	8
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (8 件) (中小企業課)	9
公 告	
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	14
●建築基準法による道路の指定の廃止 (2 件) (建築指導課)	14
●建築基準法第86条の 2 第 1 項の規定による一団地の認定 (建築指導課)	15
(企 業 局)	
●入札公告 (3 件)	15
(警 察 本 部)	
●入札公告	28
(茨城海区漁業調整委員会)	
●海区漁場計画に関する公聴会開催	33
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示 (4 件)	36

茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年 1 月 9 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以北の茨城県海面	4 月 1 日から11月30日まで
北緯36度32分以北から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1 月 1 日から12月31日まで
北緯36度00分以北から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から11月30日まで
北緯35度52分以北から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4 月 1 日から11月30日まで

2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。

3 この指示の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までとする。



茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年 1 月 9 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径200m以内

河 川	禁 止 区 域
鮎 川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内
新 川	新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内

- 2 この指示の有効期間は、令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年12月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 7 年 1 月 9 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

（申請書の提出）

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第 1 号）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の交付）

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第 2 号）を申請者に交付する。

（承認の条件）

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第 3 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（様式第 4 号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第 1 号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 ⑨
(電話番号)

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号	
禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使 用 す る 漁 具 及 び 漁 法	
使 用 す る 船 名	
採捕に従事する 者の住所及び氏名	
承 認 有 効 期 間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会長	

様式第 3 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 ㊟

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称



禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船名
- 3 亡失（き損）の理由